

平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度ガイドブック



平 泉 町

目次

- 1 平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは
- 2 制度を利用できる方
- 3 手続きの流れ
- 4 届出に必要なもの
- 5 交付書類
- 6 その他の手続き
- 7 Q & A
- 8 利用できるサービス



1 平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

平泉町は、「性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指し、令和6年4月1日から平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

「平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは、性別や性自認、性的指向等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束したお2人が、町に宣誓をし、町がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。

現行の婚姻制度を利用できない性的マイノリティのカップル等のほか、事実婚の男女カップルも利用することができます。

また、宣誓する方に子・親（養子・養親を含む）がいらっしゃる場合、家族として併せて受領証に氏名を記載することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、町が応援するものです。

2 制度を利用できる方

宣誓をされるお2人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

●互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係であること

●成人（18歳以上）であること

●少なくとも一方が町内に居住し住民票があること
（宣誓する日から3か月以内の町内への転入予定を含む）

●配偶者がいないこと

●他の方とパートナーシップの関係にないこと

●民法で定められている近親者でないこと
（ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。）

○ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の同意が得られていること（子はパートナーの少なくとも一方と生計同一であること）

3 手続きの流れ

要件の確認、書類の準備

要件をご確認の上、必要書類を準備してください。

(2 ページ、4 ページ参照)

宣誓日の予約

電話又はメールで下記担当までご連絡ください。

事前に必要書類を提出

宣誓日の7日前までに、平泉町まちづくり推進課(14 ページ)まで郵送又はご持参ください。

宣誓日

予約した日時に、本人確認書類(原本)を準備し、お2人そろってお越しください。宣誓書に署名していただきます。(4 ページ参照)

○ 双方又は一方が平泉町在住の場合

→当日、受領証等※を交付します。(所要時間約 30 分)

○ 双方とも町外在住(転入予定)の場合

→当日、転入票予定受付票を交付します。

平泉町に転入後、転入完了申出書を提出いただき、受領証等※を交付します。(所要時間約 30 分)

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードのこと。(6 ページ参照)

4 届出に必要なもの

●パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に際し必要な書類等は以下のとおりです。

【必要書類（事前提出時）】

必要な書類等	備考	チェック
宣誓届	・【様式第1号】	<input type="checkbox"/>
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	・3か月以内に発行されたもの。 ・本籍、続柄、個人番号の記載は不要です。 ・同一世帯の場合は1通で構いません。 (婚姻届と異なり、当制度には住所の要件を定めていることから、確認のためご提出をお願いしています。)	<input type="checkbox"/>
(双方が町外在住の方のみ) 転入予定であることがわかる書類	・転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 ※後日、転入後の住民票の写しを提出いただきます。	<input type="checkbox"/>
戸籍抄本(本籍地の市区町村で取得できます)	・ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象となる子・親を含めた写しを指定してください。 ・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文が必要です。	<input type="checkbox"/>
(ファミリーシップも宣誓する方のみ) ・同意書 ・子については生計同一であることが分かる書類	・【様式第1号別紙】 ・ファミリーシップの対象としたいお子さん・親御さんから、自署による同意書をいただってください。(病気、障害等により自署が困難な場合は、代筆でも構いません。また、15歳未満の子については同意書は不要です。) ※制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓をお願いいたします。 ※ファミリーシップに氏名を記載されている方が、受領証等から氏名の削除を希望する場合には、ご本人の申し立てにより、削除することができます。(15歳未満の子については、満15歳に達した時点で申し立て可能)	<input type="checkbox"/>
(通称名を使用する方のみ) 日常的に通称名を使用していることがわかるもの2点以上	例)勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等	<input type="checkbox"/>

【宣誓日（予約し来庁する日）】

必要な書類等	備考	チェック
宣誓書	・【様式第2号】 ※町で準備します。	-
本人確認書類（原本）	・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 例）運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ※上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証などを2点以上。	<input type="checkbox"/>

●双方とも町外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備考	チェック
転入完了申出書	・【様式第6号】	<input type="checkbox"/>
転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書	・転入から14日以内	<input type="checkbox"/>
転入予定受付票（宣誓日に交付したもの）	・転入予定受付票と引き換えに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードをお渡しします。	<input type="checkbox"/>
本人確認書類（原本）	・上記参照	<input type="checkbox"/>



5 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第3号】

町が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するA4サイズの受領証です。お2人に1枚交付します。

第 号	
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証	
氏 名	氏 名
年 月 日生	年 月 日生
宣誓日： 年 月 日	
家族の氏名	
<p>平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。</p> <p>お二人が、自らの意思と選択に基づいて自分らしく暮らし、 お互いを人生のパートナーとして 力をあわせて、末永くご活躍されることを期待しています。</p>	
年 月 日	
平泉町長	

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード【様式第4号】

町が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する運転免許証サイズの携帯用カードです。お2人それぞれに1枚ずつ交付します。

(表面)

第 号	
平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード	
<p>平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに 関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書を受領したことを証します。</p>	
宣誓日 年 月 日	パートナー
本人	パートナー
年 月 日生	年 月 日生
年 月 日	平泉町長

(裏面)

戸籍上の氏名(通称名使用の場合)	
本人	パートナー
家族の氏名	
<p>この受領証カードの提示を受けられた方へ この受領証は、お2人が互いを人生のパートナー(家族)と して、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを 平泉町として証するものです。この制度は法的効力を有するも のではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を 十分ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、利用者のプライバシーの保護については、十分ご配慮 くださいますようお願いいたします。</p>	

6 その他の手続き

○再交付手続き

宣誓書受領証、受領証カードをなくしたり、汚してしまった場合などは、再交付申請をすることができます。郵送又は持参の方法により、必要書類を提出してください。

再交付事由	様式	備考
紛失	【様式第7号(再交付申請書)】 ※申請者の本人確認書類を添	・再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
毀損、汚損等	付してください	・再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付してください。 引き換えに新しい受領証等を交付します。

新しい受領証等は、窓口での交付又は届け出である住所へ郵送いたします。郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。

○届出事項の変更手続き

届出内容に変更があったときは、届出事項変更届が必要です。郵送又は持参により、必要書類を提出してください。

変更事項	様式	添付書類	受領証等の添付
住所	【様式第8号(届出事項変更届)】 ※届出者の本人確認書類を添付してください	・住民票の写し又は住民票記載事項証明書	不要
氏名		・戸籍抄本	要
通称名	【様式第9号(届出事項変更届)】 ※届出者の本人確認書類を添付してください	・通称名を使用していることが確認できる書類	要
子又は親の新たな加入		・対象者の戸籍抄本 ・同意書 ・子については生計同一であることが分かる書類	要
子又は親のファミリーシップからの削除		-	要
子又は親本人の申し立てによるファミリーシップからの削除	【様式第9号(届出事項変更届)】	※申立者の本人確認書類を添付してください	要

変更後の事項が記載された受領証等は、窓口での交付又は届け出である住所へ郵送いたします。

郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。

○返還手続き

以下の事由に該当する場合は、返還届が必要です。必要書類を担当窓口を持参してください。

返還理由	様式	備考
パートナーシップを解消したとき	【様式第 10 号（返還届）】※届出者の本人確認書類を添付してください	お1人での手続きも可能ですが、その場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。
宣誓者の一方が死亡したとき		ただし、ファミリーシップに子又は親の氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子又は親が希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。（その場合は返還届ではなく、【様式第 8 号（届出事項変更届）】を提出してください。）
宣誓者の双方が町外に転出したとき		転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に町外に移動される場合は除きます。 なお、パートナーシップ制度等を実施している場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明との相互連携が図れる場合があります。
その他届出の要件を満たさなくなったとき		-

※事前に連絡の上、本人確認書類（原本）を持参してください。

※宣誓書受領証と受領証カードを返還いただきますので持参してください。

※返還された受領証等が必要な方は申し出ください。無効処理を施した上でお返します。

※返還され無効となった受領証等の 交付件数は、町ホームページ等で公表します。

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効とします。

- ・ 宣誓届等の内容に虚偽があったとき
- ・ 宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- ・ (双方とも転入予定として宣誓をした後) 宣誓日から3か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
- ・ 受領証等の不正使用（受領証等の複製、改ざん等を含む）や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚したとき

※無効となった場合、受領証、受領証カードを返還してください。

※無効とした受領証等の交付番号は、町ホームページ等で公表します。

7 Q & A

No.	Q & A	
1	平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とはどのようなものですか。	<p>現行の婚姻制度を利用できない（又は利用しない）2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを町に宣誓することができる制度です。（パートナーシップ）</p> <p>パートナーのお子さんや親御さんとの、家族としての関係性についても、併せて宣誓することができます。（ファミリーシップ）※ご本人の同意が必要です。</p> <p>宣誓書を受領した場合、町は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」等を交付します。</p>
2	なぜ制度を導入するのですか。	<p>平泉町は、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指しています。現行の婚姻制度を利用できず、不便や生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、多様な生き方が尊重される取組が広がっていくことを期待しています。</p>
3	パートナーシップ・ファミリーシップ制度は婚姻制度とどう違うのですか。	<p>婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ制度は、町の内部規定に基づくもので、婚姻のような法的効果は発生せず、戸籍や住民票の記載が変わるものでもありません。</p>
4	対象は同性パートナーだけですか。	<p>宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。例えば、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルや、事実婚の男女カップルも対象となります。</p>
5	パートナーシップとは具体的にどのようなことですか。	<p>必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとし、責任を持って協力し合い、継続的に経済面、生活面、精神面等で支え合うことなどを指します。</p>
6	交付された宣誓書受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか。	<p>使用できません。この制度は、お2人が互いにパートナー関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、町が宣誓書を受領した事実を証するものです。</p>
7	宣誓することによるメリットはなんですか。	<p>町からの受領証の交付による安心感や、これまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お2人や、お子さん、親御さんとの関係性を説明しやすくなることなどがメリットとして挙げられます。</p>
8	子や親も対象とするのはなぜですか。	<p>婚姻のできない2人が、その関係性を説明し難いことに起因する困難は、2人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、子の保育園送迎や通院介助等を、パートナーが行うことなどが考えられます。このような場面で、説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子・親についても受領証等に氏名を記載できるようにしたものです。</p>
9	外国籍の人も利用できますか。	<p>外国籍の方も利用できます。大使館が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップ</p>

		の宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。
10	外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。	日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。
11	パートナーと養子縁組をしていても宣誓できますか。	お2人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ宣誓が可能です。性的マイノリティの方の中には、同性カップル等で婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいますが、その状況を考慮したものです。
12	なりすましなどの悪用をされませんか。	住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、受領証等交付時には、宣誓するお2人にお越しいただき、本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。万が一、悪用等が判明した場合には、宣誓を無効とするほか、無効となった交付番号をホームページ等で公開します。
13	どんなサービスが受けられますか。	<p>町のサービスでは、従前より、町営住宅の入居等に当たっては、状況に応じ家族と同様の関係性にあるものとして配慮されていますが、他のサービス等においても、家族として利用できることが広がるよう、順次見直しを進めてまいります。</p> <p>民間サービスにおいては、それぞれの事業者の判断に委ねられますが、全国取り組みを見ますと、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローン手続きなどにおいて配慮されるケースが見受けられます。</p> <p>今後、様々なサービスが広がるよう、民間事業者や町民の皆様に対して、町から協力を呼びかけてまいります。また、利用できるサービスについては、巻末に掲載しておりますが、町ホームページ等で随時情報更新してまいります。</p>
14	受領証・受領証カードに有効期限はありますか。	有効期限はありません。
15	同居していないと制度を利用できませんか。	パートナーについては、少なくとも一方が町内に在住又は転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。
16	ファミリーシップの要件はなんですか。	<p>お子さんについては、パートナーの双方又は一方の養育関係にあるお子さんを基本とします。（同居し世話をしているお子さんや、町外に進学し仕送りをしているお子さん等）。</p> <p>親御さんについては、住所や生計同一を問いません。詳しくはご相談ください。</p>
17	子や親の承諾はどのようにとるのですか。	ファミリーシップの宣誓をしようとする子・親については、家族で十分相談していただいた上で、15歳以上の方については自署の同意書をいただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより削除が可能です。（15歳未満の方は、15歳に達した以降に申し立てができます。）
18	プライバシーは守られますか。	宣誓に際しては、プライバシー保護のため個室をご用意することが可能ですのでご相談ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合があります。また、宣誓があったことやその内容については、受付担当部署のみで適切に管理し、他部署に情報提供することはありません。

19	宣誓書等の記入は代筆でもよいですか。	文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。
20	通称名は使用できますか。	性別違和等の理由がある場合は、通称名を使用することができます。受領証や受領証カードには、裏面に戸籍名を記載します。
21	パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合はどうすればよいですか。	返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。
22	町外に転出する場合はどうすればよいですか。	お2人とも町へ転出する場合は、返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。 ただし、転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明との相互連携が図れる場合があります。 また、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に町外に移動される場合は返還届は不要です。
23	転出先では受領証等を引き続き使うことはできないのですか。	この制度は自治体ごとに定めたものですので、基本的には転出先で引き続き使うことはできません。 ただし、転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明との相互連携が図れる場合があります。
24	事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。	当日スムーズに受領証等をお渡しするため、宣誓日（受領証等交付予定日）の事前予約と7日前までの書類提出をお願いしています。
25	郵送での手続きはできますか。	事前の宣誓書類のご提出は窓口持参のほか、郵送でも可能です。ただし、受領証等の受取りの際は、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓者お2人でご来庁ください。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
26	代理人による手続きはできますか。	原則として代理人による手続きはできません。ただし、病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
27	ファミリーシップの対象にする子どもや親も、手続きに連れて行く必要がありますか。	ぜひ、ご一緒においでください。ただし、いらっしゃることをファミリーシップ宣誓の条件とするものではありません。 ファミリーシップの宣誓にあたっては、ご家族とよく相談の上、15歳以上の方からは、同意書をいただいでください。
28	宣誓に費用はかかりますか。	費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類（住民票や戸籍抄本等）の交付手数料などは、自己負担となります。
29	土日など、休みの日に予約することはできますか。	申し訳ありません。宣誓の受付や受領証等の交付は、土日祝日や年末年始を除く午前9時～午後5時までとなります。どうしても難しい場合にはご相談ください。
30	宣誓書類はどこで手に入れることができますか。	平泉町まちづくり推進課（庁舎2階）のほか、町ホームページからもダウンロードできます。
31	受領証や受領証カードを紛失したらどうすればよいですか。	受領証や受領証カードを紛失したり、破損や汚損した場合、再発行申請ができます。 【様式第7号（再交付申請書）】を提出してください。

※その他、ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

8 利用できるサービス

【利用可能な町の行政サービス一覧】

・パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談などができるもの

No.	制度・サービス名	制度内容（注意点）	担当課	TEL
1	納税相談	納税に関する相談ができる (納税者本人の承諾が必要)	税務課	0191-46-5563
2	減免申請	申請ができる (別居の場合は委任状が必要)	税務課	0191-46-5563
3	税証明の交付	所得・課税証明書、納税証明書などの請求、受理 ができる(別居の場合は委任状が必要)	税務課	0191-46-5563
4	固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧、写しの請求、受領ができる。(納税者本人の承諾が必要)	税務課	0191-46-5563
5	固定資産税の納税通知書の再発行	固定資産税の納税通知書、納付書の再発行ができる。(納税者本人の承諾が必要)	税務課	0191-46-5563
6	固定資産税の課税内容の照会	窓口における、課税状況の照会対応が可能(納税者本人の承諾が必要)	税務課	0191-46-5563
7	住民票の交付	住民票の世帯が同一の場合、パートナーによる住民票の申請が可能です。	町民福祉課	0191-46-5562
8	母子健康手帳の交付	配偶者等と同様に代理申請、受領ができる。(委任状が必要)	子育て支援課	0191-34-5548
9	罹災証明書の申請	罹災証明の申請、受領ができる。	総務課	0191-46-5540
10	平泉町コミュニティバスの利用申請	平泉町コミュニティバスの利用申請ができる。	まちづくり推進課	0191-46-5578

・パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を家族とみなして制度が適用されるもの

No.	制度・サービス名	制度内容（注意点）	担当課	TEL
1	納税相談	納税に関する相談ができる （納税者本人の承諾が必要）	税務課	0191-46-5563
2	減免申請	申請ができる （別居の場合は委任状が必要）	税務課	0191-46-5563
3	税証明の交付	所得・課税証明書、納税証明書などの請求、受理 ができる（別居の場合は委任状が必要）	税務課	0191-46-5563
4	固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧、写しの請求、受領ができる。（納税者本人の承諾が必要）	税務課	0191-46-5563
5	固定資産税の納税通知書の再発行	固定資産税の納税通知書、納付書の再発行ができる。（納税者本人の承諾が必要）	税務課	0191-46-5563
6	固定資産税の課税内容の照会	窓口における、課税状況の照会対応が可能（納税者本人の承諾が必要）	税務課	0191-46-5563
7	町営住宅の入居者資格	同居しようとする親族として入居資格が得られる。	建設水道課	0191-46-5569

・その他

No.	制度・サービス名	制度内容（注意点）	担当課	TEL
1	育児教室などの各種教室	パートナーと一緒に教室に参加できる。 パートナーの子の保護者として教室に参加できる	子育て支援課	0191-34-5548
2	社会教育講座の申込み	保護者情報が必要な講座申込について、パートナーの子の保護者として申請できる。	教育委員会事務局	0191-46-5576
3	町民講座の申し込み（エピカ分）	町民講座の申し込みについて、パートナーの子の保護者として申請できる。	教育委員会事務局	0191-46-5576
4	図書館利用者カードの申し込み（エピカ分）	図書館利用者カードの申し込みについて、パートナーの子の保護者として申請できる。	教育委員会事務局	0191-46-5576

※制度導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しております。

※基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらずサービスが受けられますが、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。（手続きがスムーズになることがあります。）

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載のないサービスについても、状況によるご利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。

【利用可能な岩手県のサービス】

県営住宅の入居や、県立病院での面会手続き、病状説明等において、お2人の関係性を確認する手段としてパートナーシップ宣誓書受領証が活用できます。

詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

内容	所管部署	TEL
県立病院に関すること	医療局医事企画課	019-629-6342
県営住宅の入居に関すること	県土整備部建築住宅課	019-629-5931
県の取組全体に関すること	環境生活部若者女性協働推進室	019-629-5336

【利用可能な民間サービス】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが、先行都市においては以下のような例が見られます。

- ・携帯電話会社の家族割適用
- ・金融機関の住宅ローン
- ・賃貸物件へのパートナーとの入居
- ・生命保険の死亡保険金受取人の指定
- ・自動車保険の特約等におけるパートナーの適用
- ・診療情報や面会の機会等の提供

平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ガイドブック

(第1版)

令和6年4月発行

【お問合せ先】平泉町まちづくり推進課

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

TEL : 0191-46-5578

FAX : 0191-46-3080

E-mail : kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp